

# 届け出をお忘れなく



～各種届け出手続き一覧～



春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。表中の※は、手続きに必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

なお、戸籍住民課の届出窓口は3月31日(月)～4月4日(金)、4月7日(月)の受付時間を午後7時まで延長します。詳しくは本誌全市版31ページをご覧ください。

詳細 豊平区役所 ☎822-2400(代表)

手続き内容		転出(豊平区→市外)	転入(市外→豊平区)	札幌市内・豊平区内での転居	担当課
住所の変更 (住民票の異動)		転出届→あらかじめまたは転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など) 転出先の住所が必要です。 (最低でも市区町村名まで)	転入届→転入した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)・転出証明書(前住所地で発行) 正確な住所(○番○号か○番地まで)を確認して届け出てください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。	転入・転居届→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	戸籍住民課 区役所1階
	印鑑登録	印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑・所定の本人確認書類(事前に区役所戸籍住民課までお問い合わせください)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
転校 (小中学校)		在学証明書・教科書給与証明書を前の学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険		脱退手続き・国民健康保険証の返還→転出前に。 ※印鑑・納付通知書	加入される方は加入手続き→転入した日から14日以内に。 ※印鑑(通帳使用印)・預金通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※印鑑・国民健康保険証・納付通知書	保険年金課 区役所1階
介護保険		介護保険証の返還 (要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します)	転入手続き (介護保険受給資格証明書をもちの方)	住所変更手続き ※介護保険証	
国民年金	加入者	第1号被保険者(自営業者・学生など)と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。	転入手続き→第1号被保険者(自営業者・学生など)。 (厚生年金・共済年金加入者や第3号被保険者を除く) ※年金手帳・印鑑	第1号被保険者(自営業者・学生など)は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。 (厚生年金・共済年金加入者や第3号被保険者を除く)	
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を異動先の社会保険事務所あてに郵送してください。詳しくは札幌東社会保険事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎832-5300)か、区役所年金係にお問い合わせください。			
児童手当		消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	保健福祉課 区役所3階
児童扶養手当 特別児童扶養手当		転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き→新住所地の区役所で。※手当証書など	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※身体障害者手帳・療育手帳・本人名義の通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還	住所変更手続き ※手帳(療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳	
敬老手帳 (65歳以上)		敬老手帳の返還	必要な方に窓口交付 ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り替えします。	
敬老優待乗車証 (70歳以上)		市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。	当該年の6月30日までに居住し、7月14日までに転入届を提出した方は9月交付の対象となります(8月ころ案内を通知)。	そのままご使用ください。	
		※有効期限内の未使用の乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。			
医療助成 (乳幼児・老人・重度障がい・ひとり親)		受給者証の返還	新たに申請手続き ※所得証明書・保険証・身体障害者手帳(重度障がいの方)など	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証	
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車手続き ※印鑑・ナンバープレート・標識交付証明書・運転免許証	新たに登録手続き ※印鑑・廃車証明書(または譲渡証明)・運転免許証	転入・転居届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	課税課 区役所2階
	軽自動車(四輪) 軽二輪(125cc超 250cc以下)	転出先の軽自動車協会手続き	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目 ☎768-3955)で手続き(受付時間:午前8時45分～11時45分、午後1時～3時30分)		
	自動二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局で手続き	札幌運輸支局登録・手続案内(東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001)で手続き		
固定資産税		土地・建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話やはがきでも結構です)。			

※水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。

